

令和８年度東京都入札監視委員会 第１回第一監視部会

令和８年７月１日（水）

東京都第一本庁舎南塔33階 特別会議室Ｓ６

【荒山契約調整担当部長】 これより令和８年度東京都入札監視委員会第１回第一監視部会を開催いたします。

委員の皆様には、お忙しい中ご出席を賜りまして、誠にありがとうございます。

私は、財務局契約調整担当部長の荒山です。この４月より本職を務めております。本日の進行役を務めてまいりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

委員の皆様には、それぞれご専門の見地から忌憚のないご意見を頂戴し、東京都の入札契約手続の公正性、透明性の確保にお力添えをいただきたいと考えておりますので、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

本日ご出席いただいております委員及び東京都の職員の出席者につきましては、配付資料のとおりでございます。

なお、４月１日付で人事異動がございまして、新たに経理部長として佐藤が着任しております。

本日は、各事務事業執行局の職員も出席をさせていただきます。

また、本日は４名の委員全員に出席をいただいております。

次に、本日の議事進行役についてでございますが、小見部会長にお願いしたいと思っております。

それでは、小見部会長、よろしくお願いいたします。

【小見部会長】 小見でございます。

お忙しい中、お集まりいただきまして、ありがとうございます。今年度第１回目の第一監視部会ということで、また、今年度もどうぞよろしくお願いいたします。

それでは、本日の議事進行の資料について、事務局から説明をお願いいたします。

【石川契約調整技術担当課長】 契約調整技術担当課長の石川でございます。よろしくお願い申し上げます。

それでは、議事進行につきまして、簡単にご説明申し上げます。

本日は、当委員会設置要綱第２条第１号に基づく定例事案として、令和７年度の第１四半期に契約した工事についてご意見をいただきます。

議案は五つでございます。

次に、同第２条同第７号に基づき、令和７年度の第１四半期に談合情報処理を行いました事案について、談合書類に対する処理手続の妥当性の観点からご意見をいただきます。

こちらの議案は一つでございます。

引き続きまして、事前に配付いたしました資料について確認させていただきます。

本日の資料は、事前に委員の皆様にお送りしておりますが、まず、A4縦の次第一式と定例事案等の抽出についてというA4横の資料1枚、こちらに本日の案件の一覧がございます。

それから、本日ご意見をいただく議案1から議案6になります。

なお、資料は、本日の委員の皆様限りでご覧いただくこととさせていただきます。本日の部会終了後もお取扱いには十分ご注意くださいようお願い申し上げます。

それでは、小見部会長、議事の進行をよろしくお願いいたします。

【小見部会長】 それでは、まず、本日の議案について、資料1に沿って説明させていただきます。

令和8年度の定例事案の対象案件の抽出方法は、高額・高落札率の事案については、金額が高い順に上位100件の中から抽出すること、社会的注目事案については、新聞や雑誌に取り上げられた案件の中から抽出すること、1者入札の事案、低入札価格調査を行った事案、長期継続受注事案については、該当する全案件の中から抽出することとし、また、各委員がそれぞれ事案を抽出した上で、その中から最終的に対象事案を部会長が決定することとしております。

こうして最終的に決定した事案が資料1に記載した事案となっていますので、いま一度ご確認ください。

それでは、これより本題に入ります。

ここからは、個人情報や法人等の情報の保護のため非公開とし、後日、議事概要及び議事録を東京都財務局ホームページに掲載する予定です。

では、取材等の方はご退席をお願いします。

【石川契約調整技術担当課長】 ありがとうございます。

本日、取材等の方はいらしていませんので、こちらについては問題ございません。ありがとうございます。

(住宅政策本部職員入室)

【小見部会長】 それでは、まず、議案1、都営住宅7H-107・108 東工事ですが、これについて準備ができましたらご説明をお願いします。

【石川契約調整技術担当課長】 それでは、まず議案1の事業所管局である住宅政策本部の出席者を紹介させていただきます。

【住宅政策本部 丹契約調整担当課長】 おはようございます。住宅政策本部契約調整担当課長の丹と申します。よろしくお願いいたします。

【住宅政策本部 北爪建設課長】 住宅政策本部東部住宅建設事務所建設課長をしております北爪と申します。本日はよろしくお願いいたします。

【石川契約調整技術担当課長】 それでは、議案1をご覧ください。

高額・高落札率及び1者入札の事案として抽出されました案件で、件名は都営住宅7H-107・108 東（江東区塩浜二丁目）工事です。

本件は、一般競争入札により発注を行ったものであり、申請3者、資格確認3者、応札1者で、落札率は97.47%となっております。

工事の概要につきましては、2ページ目の資料のとおりでございます。

説明は以上です。

【小見部会長】 本件を含め、各事案の内容については、事前に事務局から説明を受けているところだと思います。

それでは、本事案について、質問や意見のある委員はお願いいたします。いかがでしょうか。よろしいですか。

それじゃあ、私のほうから質問させていただきますが、これは不調の再発注ということで、先ほど説明がありましたように希望者3、指名者3であったにもかかわらず、応札が1者しかないということで、落札率も高くなっておりますけども、再発注であるにもかかわらず、依然として最終的に1者しかいなかったということについては、どういう理由が考えられるかを質問したと思いますが、いかがでしょうか。

【住宅政策本部 北爪建設課長】 私からお答えさせていただきます。

1者入札の理由といたしましては、この工事については規模が大きく、工期も長いので、技術者の確保が難しいというのが分析というか、理由だと考えております。

【小見部会長】 技術者の確保が困難というのは、大抵それにチェックが入るんですけども、今言いました規模も大きいし、期間も長いということであれば、入札物件としては、そんなに魅力がないわけでもないと思うんですけども、それでもなおかつ、しかも不調で再発注ですよね。特段何かございますでしょうか。

【住宅政策本部 北爪建設課長】 この工事の特殊性について少しご説明させていただきます。

【小見部会長】 はい、どうぞ。

【住宅政策本部 北爪建設課長】 本案の工区なんですけど、北側に運河がございます、その運河の護岸のために敷地の北側の部分が海岸保全区域に指定をされております。護岸に工事をする影響がないか定点観察をしながら工事を進める必要がある現場となっております。

そのため、こちらはA棟、B棟と二つの住棟がありますが、通常そういった場合は分離発注というところが原則となっております。ですが、護岸にもし万が一、何か影響が出た場合に、それはA棟の工事施工者の要因だったのか、B棟の工事施工者の要因だったのか、そういったことが起こらないように分割発注せずにA棟、B棟を一緒に、責任分界点を明確にするためにA棟、B棟合わせた発注としております。

そういったことから、先ほどご説明をさせていただきましたが、規模が大きく、入ってこられる業者さんのほうに限られたというふうに分析しております。

【小見部会長】 ありがとうございます。

ということで、（非公表事項）

【住宅政策本部 北爪建設課長】 同じ話っぽくなってしまって恐縮なんですけど、2棟合わせた発注のため、起工額としては、先ほど石川課長からもご説明いただきましたが、起工額というか、契約金額としては約48億円となっております。

それくらいの起工額ですと、通常の都営住宅の起工額は、戸数にもよりますが大体20億円ぐらいとなっているんですけど、それよりもほぼ倍近い起工額となっていて、WTOという少し参加の条件が通常と比べるとプラスされるものになっております。

そういったところから通常は都営住宅の入札に参加いただける業者さんが若干絞られてきて、それで、あとは民間活況といったような状況も当時というか、今もあると思うんですが、そういったところから、かなり応札者が限定されていったというふうに分析しております。

【高橋契約第一課長】 すみません、契約第一課長の高橋と申します。

ちょっと1点、補足のご説明させていただければと思います。

この案件は一般競争入札なんですけれども、当然入札参加条件をつけるんですけれども、当然それなりの数が参加できるような業者さんがいるような設定にしてございまして、当時ですと入札参加条件をクリアする業者さんは全部で103者。103の業者さんが参加できるというような設定として、入札として公表しております。

結果として、手挙げした方が3者だったということはございますが、入り口のところでいたずらに絞っているということはございません。

念のため、補足でございます。

【小見部会長】 はい、分かりました。

ということで、これは一般競争で、都営住宅さんとしては、そこそこ大きな規模だったんですが、市場の状況としては、そこまで魅力的ではなかったということなんですかね。印象ですけども。

【住宅政策本部 北爪建設課長】 なかなか魅力的か魅力的じゃないかというところをダイレクトにお答えするのはあれなんですけど、やはり都営住宅の原則として、いろいろ設備工事とかが分かれていたりだとか、そういったようなところで、大きなゼネコンさんとかでいうと、なかなかそういった分離発注みたいなところをどう思うかというところの一つあるのかなというふうには感じているところです。

そういったところから今、契約一課長さんのほうからお話いただきましたけど、もとの資格がある会社自体は、それなりに100社程度ある。そこからそういった都営住宅の経験があったりだとか、そういった都営住宅の工事にご賛同いただけるところが少しずつ減るというか、少しずつそういったところで3者応募の1者入札になったと考えております。

【小見部会長】 はい、分かりました。

でも今のお話をお聞きすると、分離発注とか、そういうものの今の状況が手を挙げにくい状況になっているようにも聞こえますので、その辺のところは何か今後、考えられる可

能性がありますでしょうか。

【住宅政策本部 北爪建設課長】 そちらについては、分離発注が必ずしもいけないということを申し上げたわけではなくて、どちらかというところ中小企業の参加を促すためにも、まず分離発注というところが原則であるのかなと。

今回は、先ほど申し上げたような護岸対策といったもののために、いろいろな工事がミックスし合って、少し金額が大きくなっているというところもありまして、いろいろな工事の中で、どれを取っていただくかというのは、すみません、ちょっとしどろもどろになってしまっているんですけど、業者さんの規模に応じて、いろいろな工事に参加していたければというふうに考えております。

【小見部会長】 はい、分かりました。

こういうことが、同じような条件はなかなかないかもしれませんが、似たような条件のときは今回のことを少し経験にして、その案件を組んでいただきたいと思います。

私からは以上です。

ほかにいかがでしょうか。

【秋山委員】 秋山ですけど、よろしいですか。

【小見部会長】 はい、どうぞ。

【秋山委員】 入札の参加のことなんですけど、（非公表事項）都営住宅は魅力を感じないということもあるんでしょうか。

【住宅政策本部 北爪建設課長】 そうですね。すみません、（非公表事項）今先生がおっしゃったように、仕様としては基準設計を適用してしまっていて、そういった設計の面白味というのか、うまみというのか、そういったところがもしかしたら少なく、敬遠されている理由なのかもしれません。

【秋山委員】 分かりました。

あともう一つ、確認なんですけど、今回A棟、B棟とあって、まとめて発注しているんですが、基本的には今回のような護岸対策がなければA棟、B棟というのは、別々に入札にかけるものということでしょうか。

【住宅政策本部 北爪建設課長】 ありがとうございます。

基本的には、A棟、B棟がありましたら、別々に発注するというのが、まずは原則です。

ただ、やっぱり敷地が狭小であったりだとか、いろいろな理由からこの現場以外にも一緒にすることはございます。

【秋山委員】 とにかくA棟、B棟、基本は分割にそれぞれ入札かけるけど、今回は事情があったので、まとめてということでもいいんですね。

【住宅政策本部 北爪建設課長】 ご理解のとおりです。

【秋山委員】 ありがとうございます。

【住宅政策本部 北爪建設課長】 ありがとうございます。

【小見部会長】 ほかにいかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、ここで一旦、本事業の意見の確認をしたいと思います。

運用状況等について、特に問題はないということであれば、入札及び契約手続等が適正に運用されていることとします。

あるいは改善の必要があるものとして、つけるべき意見はありますでしょうか。委員の皆さん、いかがでしょうか。何かご意見ありますでしょうか。特によろしいですか。

ご意見等がないようですので、入札及び契約手続等が適正に運用されていると確認できたことといたします。

住宅政策本部の皆様、ありがとうございました。ご退室をお願いいたします。

【住宅政策本部 北爪建設課長】      ありがとうございました。

(住宅政策本部職員退出)

(交通局職員入室)

【小見部会長】      それでは、続きまして、議案2について準備ができましたら、説明をお願いいたします。

【石川契約調整技術担当課長】      それでは、まず議案2の事業所管局である交通局の出席者を紹介させていただきます。

【交通局 中島契約課長】      交通局契約課長、中島と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

【交通局 川上改良担当課長】      交通局建設本部改良担当課長の川上でございます。よろしく申し上げます。

【石川契約調整技術担当課長】      それでは、議案の2をご覧ください。

こちら高額・高落札率及び1者入札の事案として抽出されました案件で、件名は浅草線・京急本線泉岳寺駅改良（駅工区）土木工事（その2）です。

本件は、特命随意契約により発注を行ったものであります。

工事の概要につきましては、2ページ目の資料のとおりでございます。

説明は以上です。

【小見部会長】      それでは、本事案について、質問や意見のある委員はお願いいたします。いかがでしょうか。

それでは、ちょっと私のほうから。

事前のときもご質問したかもしれませんが、まず、そもそもこれが特命随意契約となったという理由について、簡単にご説明いただけないでしょうか。

【交通局 川上改良担当課長】      質問ありがとうございます。お答えいたします。

今回の工事は、（その2）工事ということでございますが、前段で（その1）工事というものを発注しております。

この（その1）工事という工事を発注した際に、工事全体完成までを見越した工事の内容を技術提案総合評価方式、こちらで発注しております。

その際、工事完成までを含めた技術提案を含めて発注しております関係上、（その1）

工事におきましては、途中までの掘削までの工事となっておりますことから、一体的な施工体制を確保する必要があるということで、特命随意契約といたしております。

【小見部会長】       ということなので、当初から落札者は想定されていたことと思いますけども、その結果ですが、これは何回目で落札されたんでしたっけ。

【交通局 中島契約課長】       この件については4回目、最後のところで落札に落ち着きました。

【小見部会長】       ということで、つまり4回チャンスがあるので、ちょっとずつ刻んでいけば4回以内と取ればいいし、万が一、4回で駄目だった場合でも、今度、日を改めますので、ちょっと時間がかかって仕切り直しにはなりますけども、また4回できるんですよ、次の入札日で。

【交通局 中島契約課長】       そうですね。はい。また改めての見積り合わせということで、4回できることになります。

【小見部会長】       できるということですね。

      ですので、少しずつ刻んでいって、どこかで引っかかったところということに多分なると思うんですけど。

      ですので、4回というのは、そもそも妥当かどうかということなんですけど、この4回というのは、どういう根拠なり、何かあるんでしょうか。

【交通局 中島契約課長】       入札のルールといたしまして、工事の場合は再度入札を3回までという一応規定がございますので、都合4回ということで実施しております。

【小見部会長】       今のは別に特命に限らず一般的にということでしょうか。

【交通局 中島契約課長】       そうですね。入札は一般的にそういうルールでございます、こういった随意契約の場合も、それに合わせる形で行っております。

【小見部会長】       ですので、特命随意契約でもそれを適用するというのが、必ずしも適当ではないかもしれないと思うんですけど、つまり、ちょっと大きな話になってしまうんですけども、全体が3回までやり直せるということに対して、特命随意でも同じ回数を適用するのが適切かどうかということがあるんですけど、その辺は何か検討とかされたりしたことあるんでしょうか。

【交通局 中島契約課長】       申し訳ありません。全庁的にもそのようなルールになっているという前提で、これまでそこに特に、すみません、問題意識といいますか、疑問を持たずには来ていたところです。申し訳ありません。

【小見部会長】       ということなので、今回のこれが不適切とは思いませんけども、特命随意契約でも4回まで入札できることについては少しご検討いただければというふうに思いました。これは意見です。

      ほかに委員の方々、いかがでしょうか。

【高橋契約第一課長】       契約第一課長、高橋でございます。

【小見部会長】       はい。

【高橋契約第一課長】 すみません。ちょっと念のための補足でございますけども、入札は全部で4回やるというのは交通局さんだけでなく、知事部局のほうも基本は4回までやっております。それは入札であっても特命であっても全部同じでございます。

基本的に再度入札をやるということは、予定価格を事後公表、相手方は分からないという中でやっているの、分からない中で業者さんがどう見積もってくるかという中で、最大4回までやりますよということで、昔から4回でやらせていただいているというところでございます。

すみません。念のため補足でございます。

【小見部会長】 それは、もちろん分かるんですけども。

【荒山契約調整担当部長】 すみません。契約調整担当部長の荒山です。

今のをちょっと補足させていただきますと、特命でということですので、相手方はもう分かっているという中で、あとは今おっしゃったように1回なのか2回なのかという回数の問題ではなくて、いかに予定価格をしっかりとつくるかということだと思っています。

ですので、東京都のほうで、どういう積算をして予定価格を適正につくるかというところの結果が分かりまして、その中ではまるかばまらないかというところでございます。

ですので、それより高い金額であれば、私どもとしては契約はしないと、私どもが考える予定価格の中であれば契約を行うという、ただそれだけのことなのかなというふうに考えておりまして、ちょっとこの特命随意契約に関連して回数をどうするかという議論とはちょっと違うのかなというふうに考えております。

以上でございます。

【小見部会長】 おっしゃることは分かるんですけども、実際に業者側に立つと、競争相手がいなくてであれば、4回までなるべく高く札を入れようというふうに考えるのは当然のことなので、今おっしゃったように、もちろん予定価格がそもそも事後公表で、それを適正に出せば、その範囲内であれば問題ないというのは、もちろん分かりますけども、他社との競争が基本的にない中なので、その辺のところもちょっと一応意見として申し上げておきますが、今後、もし何かのときに検討が必要であれば、また再度ご検討いただきたいと思います。

以上です。

ほかにいかがでしょうか。

【黒木委員】 すみません。よろしいですか。

部会長と同じ観点なんですけども、ちょっと私も事前に質問させていただいたんですが、第1工事のときは93%ということで、第2工事、今回の工事が99.9%という落札率で、やっぱり前回工事の比率にしたら落札率が高過ぎるので、そういう意味では事前にある程度、業者側も落札率というか、予定価格をかなりの高精度で推論できたということなのかなというふうに解釈はしているんですが、その辺り、不適切とは言い難いまでも、2,000万円ずつ落としていって4回目で確かに99.9%なんですけども、1回目と2回目の落札率がか

なり違うので、何か要因等があれば、ちょっと教えていただきたいんですが、いかがでしょうか。

【交通局 中島契約課長】      どちらから回答してもあれですけど、すみません。

（その１）工事というのは、先ほど所管課からご説明させていただきましたけれども、技術提案型での契約相手を決定したと。そちらで決定された事業者が提案をした工事計画、それにのっとっての（その２）工事ということで、若干（その１）と（その２）では、入札する側においても予定金額の積算の仕方と言いますか、でき方と言いますか、その辺は違ってくるのかなというふうには考えております。

かつ、自分たちで提案をした計画にのっとっての（その２）工事の積算でございますし、東京都も公定単価というのは、十分に熟知している上でということであれば、どうしても（その１）と（その２）を比べたときには、（その２）のほうが積算を正確にしやすいという事情はあるだろうという意味で、この落札率については理解をしているところでございます。

【黒木委員】      なるほど。なので、（その１）工事のときに一応提案いただいた内容を踏まえて（その２）工事もあるので、そういう意味では、業者側とどれぐらいの費用がかかるかというのは、おおむね共通認識が完全にはないまでも推論されているというようなことなんですかね。

【交通局 川上改良担当課長】      すみません、主管課でございます。

そうですね。（その１）工事のときに一般競争で落札しましたと。後続工事については、その後の工事になりますので、技術提案でこういった内容を提案したいということで、（その１）工事のときの実情を踏まえて、さらには公表されている積算基準であったり、単価だったり、こういったところから（その２）工事の見積額の業者の精度が上がったものだと考えております。

【黒木委員】      なるほど。分かりました。

やっぱり１者で、特命入札で、随意のような形で、99.9%ですので、ちょっと気をつけたほうがいいのかないという感じはしたんですけども、（その１）工事である程度、精度が上がったという表現が正しいのかどうかはちょっと定かでは、精度が上がった割にはもうA Iとか、あらゆる手法を駆使しても99.9%はなかなか難しいものはあるので、そういうような表現が適切か分からないんですが、いずれにしても（その１）工事が前段階であったので、こういう結果になったということですね。

分かりました。ありがとうございました。

【小見部会長】      ほかはいかがでしょうか。

【松本委員】      松本です。

【小見部会長】      はい、どうぞ。

【松本委員】      今の話を前提とすると、実質的な競争は（その１）工事のときに行われていたということかと理解しました。

その上で、そうすると、もう（その１）工事で決まった業者が（その２）工事をやるのであれば、（その２）工事の金額も含めて（その１）工事の競争時に競争させるべきだったのではないかという気もするんですけども、そこはどうなのでしょう。

【交通局 川上改良担当課長】 ご質問ありがとうございます。

（その１）工事を発注する際、全体の泉岳寺の改良計画という大外をどれくらい拡張するだとか、どれくらいの延長工事するという、そういったものの大枠は計画できておりました。

拡張する構築についてもできてはいるんですが、実際には構築となりますと使用する鉄筋だとか、そういったものをどういった配筋を入れるべきかだとか、そういったところのいわゆる詳細設計というところですね。基本設計で外枠はできておりますけども、詳細設計がまだできていなかったということから、基本設計に基づきまして、あと周辺の再開発の進捗具合もございましたので、（その１）工事は仮設工事までということで発注しております。

ただし、最終形を見据えた技術提案を行ってくださいということで、課題を出した中で行っておりました。

以上でございます。

【松本委員】 なので、最終的な技術提案を前提とした金額を聞かなかったということだと思うんですね。

それは工事をしながら状況が変わってくるので、業者に見積りをつくらせることが不可能だったからということでしょうか。

【交通局 川上改良担当課長】 お答えいたします。

要は、新たにつくる構築構造物の細かいところをどれぐらいの太さの鉄筋を入れたりだとか、どれぐらいの量を入れたりするかということにつきましては、まだその設計が終わっていなかったということでございますので、繰り返しになってしまいますが、その時点だとまだ発注する我々もまだ予定価格を算出できないといったところで、分割して発注したという経緯になります。

【松本委員】 分かりました。

そうすると、（その１）工事のほうが金額は安くて、（その２）工事のほうが金額が高いわけなのですが、実質的な競争は（その２）工事のときには行われなかったもので、まとめて競争させたほうがよかったんじゃないかと単純に思ったわけなんですけど、そうすると、（その３）工事は、同じことが起きるんですか。

【交通局 川上改良担当課長】 お答えします。

（その３）工事も（その２）工事と同じような形となります。

【松本委員】 なので、結局、やっぱり工事のときに実質的な競争が行われるのであれば、そのときに競争させるしかなかったということなので、まとめて技術提案とその技術に基づく工事をしたら一体おおむね幾らかかるのかというところを最初に聞いたほうがよ

かったんじゃないかというふうに思った次第です。それができなかったというところの理由がよく分からなかったんですけど。

都のほうで積算ができなかったというか、予定価格が分からないということと競争がさせられないということは、また別の問題なんじゃないかというふうに思うんですが、そこはいかがでしょう。

【交通局 川上改良担当課長】 お答えいたします。

先ほど詳細設計が整っていなかったという話をさせていただきましたけども、基本設計をベースに発注しておる関係上、（その１）工事で発注した際に、入札の際にその後の当時の（その１）の契約額には含まれませんが、今後の工事は、構築につきましてはどれくらいかかりますかという参考見積りは徴取しております。

（非公表事項）

【小見部会長】 ありがとうございます。

ちょっと今に関してですけど、結局参考見積りというのは拘束力があるんですか。

【交通局 川上改良担当課長】 お答えいたします。

特に拘束力はありませんので、将来にわたってどれくらいかかるのかなという、あくまで私どもの参考にしたいという概算額を含めたところで、しっかり持っておきたいというための金額のための見積りということになります。

【小見部会長】 はい、分かりました。

ほかにいかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、ここで一旦、本議案の意見の確認をしたいと思います。

運用状況について特に問題はないということであれば、入札及び契約手続等が適正に運用されていることとします。

あるいは、改善の必要があるものとして、つけるべきご意見はありますでしょうか。

意見、委員の皆さん、いかがでしょうか。何かご意見ございますでしょうか。よろしいですか。

それでは、ご意見等がないようですので、入札及び契約手続等が適正に運用されていると確認できたことといたします。 それでは、続きまして、議案３について、準備ができましたら説明をお願いいたします。

【交通局 竹村保線課長】 本案件の所管をしてございます交通局の建設工務部の保線課長、竹村でございます。よろしくをお願いいたします。

【石川契約調整技術担当課長】 それでは、議案の３をご覧ください。

こちら１者入札及び長期継続受注の事案として抽出されました案件で、件名は浅草線及び大江戸線構築補修工事工種別単価請負工事（単価契約）となります。

本件は、希望制指名競争入札により発注を行ったものであり、希望１者、指名１者、応札１者となっております。

工事の概要につきましては、２ページ目の資料のとおりでございます。

説明は以上です。

【小見部会長】 それでは、本事案について、質問や意見のある委員をお願いします。

【秋山委員】 秋山です。

【小見部会長】 よろしくをお願いします。

【秋山委員】 基本的なところをちょっと確認させていただきたいんですが、これ単価契約ということで、総価契約ではなくて、総価でただ入札は行われているんですけど、単価も契約の内容として拘束力があるんですかね。

【交通局 竹村保線課長】 はい、お答えします。

【交通局 中島契約課長】 拘束力がございまして、その単価で最終的な発注額が決まってくるという形になります。

【秋山委員】 だから総額はあくまで推定総額だから、総額に契約の拘束力あるわけじゃなくて、単価に拘束力あるんですか、これって。

【交通局 竹村保線課長】 単価に拘束力がございまして、総額としての上限が決まっているということでございます。

【秋山委員】 上限が決まっているという話になるんですか。

【交通局 中島契約課長】 単価契約の場合には、総金額に達した場合には、もうそこで契約は一旦終了して、もし必要な場合には再度契約を結び直すということになりますので、この上限額の制約がございます。

【秋山委員】 そういうことなんですね。ありがとうございます。

単価契約だから出来高で計算して、それで算定された金額がこの総価を超えるようなことはないということですね。

【交通局 中島契約課長】 超える前にもう契約は終了させるということになります。

【秋山委員】 ありがとうございます。

【小見部会長】 よろしいですか。

それでは、ほかにいかがでしょうか。

ちょっと私のほうから、じゃあ質問させていただきます。

これ事前のときにもご質問したと思いますけども、東亜グラウト工業株式会社さんですか。今回ここに挙がっているのは浅草線及び大江戸線での話ですけども、残る新宿線、三田線についても、この東亜グラウト工業株式会社が落札されているというふうにお聞きしました。

今回も1者入札、希望者数1で、実質的に競争が働いていないような気がするんですけども、それについてはいかがでしょうか。

【交通局 竹村保線課長】 お答えさせていただきます。

本件の工事につきましては、営業線のトンネル内の狭隘な空間で、いろいろな電車が走るために必要な施設物等をよけながら、それに配慮しながら補修を行うという工事でございます。やる時間に関しましても終電が終わってから始発、その始発の準備もありま

して、実質3時間半とか4時間とか、短い時間に準備から後片づけを終えなければいけないというところの専門性というのはありつつ、少し条件的に手を挙げていくというところについては、会社としてもいろいろ検討の上、手を挙げてくるという中で、入札契約に対しても手を挙げていただいているところが少ないという現実はあるかと思っております。

【小見部会長】       ということなので、今の状況であれば、これから先も1者入札で同一事業者の長期受注がこれからも続くことが予想されるんですけども、改善等に向けて何か考えることはありますでしょうか。

【交通局 中島契約課長】       交通局の案件で、非常にこういった1者入札、過去の入札監視委員会でも度々呼ばれている関係ございましたが、非常に1者入札の案件が多いという実情がございます。

これが昨年度以来、非常にちょっと問題にはなって、局内でも改めて改善の方向というのは検討するという動きになっておりまして、実は昨年度まではこういった者しか希望がなかった入札案件につきまして、（非公表事項）1者のみを指名して入札ということをやずっと長年にわたって行っておりました。その結果、どうしてもこの1者入札が固定化されていたという実態はございます。

（非公表事項）

【交通局 竹村保線課長】       補足でございますけれども、よろしゅうございますか。

【小見部会長】       はい、どうぞ。

【交通局 竹村保線課長】       私ども浅草線が60年を超えるような、今つくってからの期間になります。大江戸線に関しましても二十五、六年といったところで、通常コンクリート構造物に関しましては、昨今、製造が古いところについてのインフラメンテナンスということに関しては、業界としても非常に成熟しているというところも考えてございまして、今回、地下鉄のトンネル、先ほど施工の時間の短さと少し制約的なところはあるとはいえ、やはりインフラメンテナンスとして、今回業種としては床版補強という比較的そういったインフラメンテナンスが一般的で、成熟している業界で業者さんがたくさんある。当局の登録に関しても65者が登録いただいております。

その中で、同業の工事の経験あるところも多数あるやに確認できておりますので、そういったところが条件をしっかりと明示し、かつ希望していただけるような条件を提示すれば手を挙げてくれるような環境がつかれるのではないかというふうに考えてございます。

以上でございます。

【東川契約調整担当課長】       先生、すみません、補足いたします。

早速、今見直しをして、今年度は応札者が増えているというふうに聞いているんですけど、そこを説明していただいてもいいですか。

【交通局 中島契約課長】       今年度は2者の応札がございまして、実際、東亜グラウト工業株式会社ではないところが落札をしてくれたと。過去にも今年度落札をした事業者、何度か手を挙げてきたという実績があるんですが、結局応札には至っていなかったところ、

今回は応札まで来てくれて、実際に落札をしたという実績が出始めているという状況でございます。

【小見部会長】      ありがとうございます。

つまり令和8年4月1日の契約ですか、これ。そうですね。それについては東亜グラウト工業株式会社じゃないところがお取りになったという今のお話ですね。

了解いたしました。そういう効果が出ているのであれば、非常によかったかなと思います。ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。

【松本委員】      松本です。

【小見部会長】      はい、よろしくお願いします。

【松本委員】      （非公表事項）参加される会社が出てきたというのは非常にいいことだと思うし、ほかの案件でも成功しているんじゃないかと思いますが、成功体験を糧に同様の取組をされてはいかがかというふうに思いました。

以上です。

【小見部会長】      ありがとうございます。

何かコメントございますか、今のに関して、よろしいですか。

ほかはよろしいですかね。

それでは、ここで一旦、本議案の意見の確認をしたいと思います。

運用状況などについて、特に問題ないということであれば、入札及び契約手続等が適正に運用されていることとします。

あるいは改善の必要があるものとして、つけるべきご意見ありますでしょうか。

委員の皆様いかがでしょうか。何かご意見ありますでしょうか。よろしいですか。

はい。ご意見がないようですので、入札及び契約手続等が適正に運用されていると確認できたことといたします。

交通局の皆様、ありがとうございました。

（交通局職員退室）

（水道局職員入室）

【小見部会長】      続きまして、議案4について、準備ができましたら説明をお願いします。

【石川契約調整技術担当課長】      それでは、まず、議案4の事業所管局である水道局の出席者を紹介させていただきます。では、自己紹介をお願いします。

【水道局 杉山契約課長】      経理部契約課長、杉山でございます。よろしくお願いいたします。

【水道局 市之宮配水課長】      水道局給水部配水課長、市之宮です。どうぞよろしくお願いいたします。

【石川契約調整技術担当課長】      それでは、議案の4をご覧ください。

1 者入札の事案として抽出された案件で、件名は中央区築地二丁目 1 番地先から同区明石町 7 番地先間外 1 か所配水小管布設替工事です。

本件は、希望制指名競争入札（技術実績評価型総合評価方式）にて発注したものであり、希望 4 者、指名 4 者、応札 1 者で、落札率は 91.02%となっております。

工事の概要につきましては、2 ページ目の資料のとおりでございます。

説明は以上です。

【小見部会長】 それでは、本事案について、質問や意見のある委員はお願いいたします。

それでは、まず私のほうから。

これ先ほどもありましたけど、技術提案型の総合評価方式を取られているということですが、そこをもう一度、事前のときもお聞きしたとは思いますが、ご説明いただけないでしょうか。

【水道局 市之宮配水課長】 給水部配水課長、市之宮のほうからご説明させていただきます。

本案件は、技術実績評価型総合評価方式というものを取ってございまして、局のほうで今回の案件で言えば、小学校の通学路になっているというところで、安全配慮上の対応が必要だということと、あとは局の重点事業としてございます初期ダクタイル管の取替え箇所が含まれているというところで、この技術、複数この 2 点に該当するというところで技術実績評価型の総合評価方式でやらせていただいております。

【小見部会長】 ありがとうございます。

すみません、私が間違えてました。技術実績評価型でしたね。すみません。ということで今の同種の工事などをした実績があるかどうかというのが入札の条件になってくるということでしょうか。

【水道局 市之宮配水課長】 同種の工事实績というよりも、この案件に該当するものを総合評価方式として適用をさせていただいているというところで、あとは会社さんのほうの体制ですとか、そういったものを評価させていただいているというものになっています。

【小見部会長】 取りあえず了解しました。

ほかに委員の方、いかがでしょうか。

それでは、もう 1 件、引き続き私のほうから。

これは希望 4 者ありましたが、最終的に応札 1 者で、理由はやはり技術者の配置が困難ということだったでしょうか。

仮にそうだとした場合、実質的にその後ヒアリング等でされたということはありますでしょうか。

【水道局 杉山契約課長】 本事案については、4 者から希望が挙がっておりまして、（非公表事項）辞退 1 者、不参 1 者、指名停止のための無効が 1 者という形になっており

ます。特にヒアリング等は実施しておりません。

【小見部会長】 指名停止は仕方ないとしても、考えられる要因というのはございますでしょうか。

【水道局 杉山契約課長】 本事案につきましては、同種の配水小管布設替工事をほかにも複数発注しておりまして、同種の工事に最大4案件まで同時に手を挙げることができるルールになってございます。

複数の現場に手を挙げた場合には、技術者が足りないというような理由で辞退あるいは不参になるケースが多いと認識してございます。

【小見部会長】 今のご説明だと、取りあえず四つ手を挙げて、どこか取れそうなところを取って、あとは辞退するというように聞こえますが、そうすると入札の時期がどうなっているのでしょうか。

つまり同じ時期だったら取れるか取れないか分からないので真剣にやらないといけないんですけども、取りあえず手だけ挙げておいて入札時期が違えば、取った時点でもうあとは全部捨てればいいということになるように聞こえますけども、いかがでしょうか。

【水道局 杉山契約課長】

希望申請をする段階では、保険を掛けるといいでしょうか、複数の案件に手を挙げるというのはよくあると認識をしております。

ただし、落札後は辞退しますとペナルティーが課されますので、落札した際にはきちんとやっていると認識してございます。

【小見部会長】 そうですね。もちろん落札した後は当然取りますけども、ですから要するに入札の時期というか、日をなるべくそろえることで、ある程度改善できるような気がするんですけど、そう言っても、それはいろいろ事情があるので、簡単ではないと思いますけども、その辺は極力そろえるようにされているのでしょうか。

【水道局 杉山契約課長】

不調のリスクというものもございまして、事業者さんが応札しやすい環境をつくることに配慮しております。

事前に当該年度の発注予定を公表しておりまして、その事業者さんが見て、応札の予定を立てられるように対応されていると認識してございます。

発注予定を見て、会社の体制や他の案件の受注状況といったものを勘案して希望申請し、開札時に札を入れる判断をされているものと認識してございます。

【小見部会長】 はい、了解しました。

今のお話ですと、結構いたしかゆしのところはあると思うんですけども、そうするとなかなかこれも改善が難しいような気がするんですが、何か改善に向けての取組かご努力はされていますでしょうか。

【水道局 杉山契約課長】

今回の案件は、4者の希望でしたが、希望者の数としては少ないほうと認識しておりま

す。

応募しやすい条件を先ほど申しましたように整えまして、より多くの事業者さんが手を挙げていただけるように努めてまいりたいと考えております。

【小見部会長】 了解しました。

そんな感じでしたっけ。水道関係、結構毎回一つぐらい出てくるんですけども、希望者数として4者というのは少ないほうなのではないでしょうか。いつからいつまでのを取るかということにもよると思いますけど。

【水道局 杉山契約課長】

案件や現場の状況によって、人気のある現場とそうでないところというのは実際にはございます。

今回は技術評価型ですので、一定の体制ですとか技術力を有している業者さんから選ぶということで、希望制指名競争入札と比較しますと、希望者数が少ないと考えております。

【小見部会長】 はい、分かりました。私からは以上です。

ほかにいかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、ここで一旦、本議案の意見の確認をしたいと思います。

運用状況等について、特に問題はないということであれば、入札及び契約手続等が適正に運用されていることとします。

あるいは改善の必要があるものとして、つけるべきご意見はありますでしょうか。

委員の皆さんいかがでしょうか。何かご意見ございますでしょうか。よろしいですか。

それでは、水道局の皆様、ありがとうございました。ご退席をお願いいたします。

(水道局職員退室)

(下水道局職員入室)

【小見部会長】 続きまして、議案5について、準備ができましたら説明をお願いいたします。

【石川契約調整技術担当課長】 それでは、まず、議案5の事業所管局である下水道局の出席者を紹介させていただきます。

【下水道局 筑波契約課長】 下水道局経理部契約課長の筑波と申します。よろしくお願ひいたします。

【下水道局 重野土木設計課長】 下水道局土木設計課長の重野と申します。よろしくお願ひいたします。

【石川契約調整技術担当課長】 それでは、議案の5をご覧ください。

こちらは、高額・高落札率の事案として抽出された案件で、件名は中川建設発生土改良プラント再構築その2工事です。

本件は、一般競争入札（技術提案型総合評価方式）にて発注したものであり、申請2者、資格確認2者、応札2者で、落札率は93.73%となっております。

工事の概要につきましては、2ページ目の資料のとおりでございます。

説明は以上です。

【小見部会長】 それでは、本事案について、質問や意見のある委員はお願いいたします。

それでは、私のほうから。

これも先ほど議案4と同じく、総合評価方式になっておりますが、この理由を説明いただけないでしょうか。

【下水道局 重野土木設計課長】 土木設計課長、重野でございます。

今回、この技術提案型総合評価方式を採用した理由でございますが、今回工事は足立区の中川という場所で広大な敷地がございます。今回の工事においては施工規模が非常に大きく、約2万2,000平米の敷地内で施工していくというところがありまして、その施工箇所には広範囲にわたりまして大量の残置されている杭が地中に埋まっております。本工事におきましては基礎杭をこれから設置することになります、その残置杭の撤去が第一に必要となります。

また、この事業につきましては、長年にわたって地域の皆様方と協議を重ねておりまして、令和12年度末というところまでに覆蓋と呼ばれるこれから築造する人工地盤になるんですが、その上に公園をつくることとなります、それを完成させる計画になっているために工程の管理が大事でございます。

さらに、このセンターの周辺には住宅地がかなり密集しておりまして、その住宅につきまして粉じんとか騒音、振動の対策が重要であるというところでございます。

このために本工事特有の課題がございますので、安全かつ確実な施工確保はすることと、あとは周辺地域環境への影響を低減するための技術提案を必要としてございます。

以上でございます。

【小見部会長】 ありがとうございます。

こちらは技術提案型なんですね。

【下水道局 重野土木設計課長】 そうでございます。

【小見部会長】 先ほど、議案4は希望製の指名競争入札に対して、こちらは一般競争入札になっておりますが、その違いというのはどこから来るのでしょうか。

【下水道局 重野土木設計課長】 一般競争入札その1工事でございますか。

【小見部会長】 いや、そうじゃないです。すみません。今日4番目、下水道局さんと関係ないんですけども、一般競争入札を取られた理由です。

【下水道局 筑波契約課長】 予定価格が9億円以上の工事につきましては、一般競争入札のほうで。金額が高いということでございます。

【小見部会長】 金額の問題ですね。

【下水道局 筑波契約課長】 はい、そうです。

【小見部会長】 分かりました。

今ちらっと出ましたその1工事というのは、これの前に行われているのでしょうか、同

じところで。

【下水道局 重野土木設計課長】 その2工事の前に掘削と、あと土壌が汚染されているというところで、その処理を行うものがその1工事でございます。

【小見部会長】 それで事前のときにお聞きしたかちょっと忘れてしまいましたが、その1工事を取られたところは、今回の契約したところと同じでしょうか。

【下水道局 重野土木設計課長】 その1工事とは別の業者です。

【下水道局 筑波契約課長】 その1工事の業者ですけれども、一般競争入札により大成建設株式会社が契約しています。今回JVと単体の企業ということでちょっと違いがございますが、同じ会社が含まれているJVがその2工事は落札したということでございます。

【小見部会長】 はい、分かりました。ありがとうございます。

ほかに委員の皆様いかがでしょうか。

【松本委員】 松本です。

本件は、一応二つのJVから札が入って一定の競争が行われていたんだけれども、この安いほうの札を入れたところに対して低入札調査が入って、そこが辞退したという案件だと理解しています。

そこで問題になるのは、低入札調査とは何かということであって、低入札調査が入る基準をお伺いして回答はいただいているんですけど、書面で。ここについてちょっとご説明をいただければと思います。

【下水道局 筑波契約課長】 では、私のほうから。

まず、基準なんですけれども、対象となりますのは価格で決まっております、予定価格が一定規模以上の工事ということで、建築ですと4億4,000万円以上、土木は3億5,000万円以上、設備は2億5,000万円以上の予定価格の工事が対象ということで、こちらは土木工事となりますので3億5,000万円以上ということで対象となっております。

また、基準価格なんですけれども、調査をする境目となる価格なんですけれども、こちらは予定価格の内訳から直接工事費、共通仮設費、現場管理費、一般管理費等を基に算定式により設定しております、こちらは予定価格の75%から93%の間で設定をしております。

失格の基準なんですけれども三つの基準がございます、一つ目が数値的失格基準と二つ目が工事成績失格基準、三つ目が調査票等の内容調査に関する失格基準というのがございまして、いずれかの失格基準に該当した場合には失格という判定をしているということです。

基準等のご説明は以上となります。

【松本委員】 基準価格は先ほど75%から93%ということなんですけど、これはどういう意味…、からというのは直接工事費や共通仮設、現場管理、一般管理費の金額によって上下するから75から93なんですか。

【下水道局 筑波契約課長】 はい、そのとおりです。

その算定する基礎となる直接工事費や共通仮設費などがその工事によって異なることから、一応算定式はオープンにしているものなんですけれども、ちょっと口頭で申し上げると分かりづらいかもしれないんですが、直接工事費は掛ける 0.97、共通仮設費掛ける 0.9、足す、現場管理費掛ける 0.9、足す、一般管理費掛ける 0.68 をプラス消費税相当額ということで、それぞれ個別に工事ごとに算定をしているので、それが予定価格の 75%から 93%の間にはまるようになっているということでございます。

【松本委員】 ありがとうございます。

ということは、すみません、素人なので、すごい素人的なコメントで申し訳ないんですけど、基準が高くないかという気がするんですが、そこはどうなんですか。

つまり、予定価格の例えば 93%よりも安い札を入れたら調査されちゃうわけですよ、場合によっては。

【下水道局 筑波契約課長】 そうですね。そのとおりです。

【松本委員】 だから、そうすると 94%以上の札を入れないと調査の対象になっちゃう可能性があるんで、安くしづらいというか、競争入札の趣旨に反するんじゃないかという気がするんですけれども、そこはどうなのかなと思います。

一応この低入札調査の趣旨は、恐らく下請に対する不当な圧力をかけて支払いを安くすることが問題だということだと理解はしているんですけれども、それにしてもこの基準が高過ぎるので、せっかく札が入っても調査の対象になると大体辞退しちゃうわけですよ、回答を見ると。だから入札の趣旨とやや反しているんじゃないかという気がするんですけれども。

例えば、基準が 50%とかだったら分かるんですけど、93%とかだと高くないですかというのが、すみません、率直な感想です。

【下水道局 筑波契約課長】 基準価格につきましては、全国的にと言いますか、統一的にこのような形となっているんですけれども、必ずしも 93%になるということではございませんので、例えば機器のお金ですとか、やっぱり下請などもあるんですけれども、材料など機器費として固定でかかる金額とか、そういったところ、材料なども含めて必要な適正な品質なものが入るかどうかなというところがきちんと分かるようにということで、ラインとして計算すると出てくる金額ということでございますから、私どもとしましてはやはり契約の適正な履行の確保や労務費等の適正な価格も確保するということで、こちらにかかる資格基準に照らしていたかどうか、また、調査に応じていただけるかどうかの確認をして落札できるかどうか進めているというところでございます。

【石川契約調整技術担当課長】 すみません、契約調整技術の石川と申します。

少しこの場所の補足をさせていただければと思いますけれども、この低入札価格調査自体は地方自治法で定められた制度になっておりまして、この価格がいわゆる契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められる金額として、国が基準価格として

今の下水道局さんのご説明された数式に基づいて、こういうものが基準価格とするというふうに出されておまして、そこをもとに設定をされているものということです。

都においても同様の考え方で基準価格を設定しているというところになります。

【松本委員】      ありがとうございます。

そうすると、これはちょっと動かしがたくてやむを得ないとなると、要は調査対象になると辞退する事業者が多いということなので、調査の内容に調査協力しやすい形の調査をする必要があるのかどうかということかと思うんですけど、そこはどうなのでしょう。

つまり、質問は、調査対象となった場合、辞退する事業者が多いということかと思うんですけど、いや、ちゃんとその調査に応じてもらって問題なければそこにやってもらったほうが絶対いいわけですよ、安いわけだから。なので、調査に応じてもらえるように調査協力の協力内容を少し緩和してあげるとかということは検討されていますか。

【石川契約調整技術担当課長】      こちら私のほうからお答えさせていただきますが、国からも契約内容の適正な履行の確保、また、先ほど先生もおっしゃっていただいた労務費等の適切な価格転嫁の確保のため低入札価格調査制度、あと同様に最低制限価格制度というものもございますけれども、これらを積極的に活用するということが求められています。

また、調査に当たっては、工事の品質確保、また、ダンピング対策という観点から、あとさらに下請として参加する中小零細企業に対して不当なしわ寄せが生じないようということで工事の施工体制に関する調査を強化するなど、低入札価格調査制度を厳格化するように図っております。

調査に当たっては、やはり各種資料の提出が必要になってまいりますので、一定の時間もかかるということで、なかなかこの工事が適正に履行されるかというのは様々な要因に関わってまいりますので、そこを確認するということにはやはりある程度の資料ですとか調査の内容というのが必要だという現状になっております。

【松本委員】      必要性は理解した上で厳格に行う必要がある、バランスなんじゃないかと私は思いました。ただのコメントなんですけど。

ほかの先生はどう思いますか、ここは。

【小見部会長】      はい、私もそうですね、実際に調査に関わると辞退するということを減らせれば一定の効果あるのかなというふうには思いました。

ただ、今のあちらのご回答では、ルールにのっとってやっておられるということなので、これ自体がどうということではないのかもしれないですけども、そうですね。

ちょっと私のほうから別のというか、今と関係しますけど、質問してよろしいですか。

【松本委員】      お願いします。

【小見部会長】      技術提案型ですので、すごく安くできる技術を持っていたら安い価格が入れられる可能性で、あくまで可能性ですけども、そういうのがあると思うんですけども、ですから技術提案型なのにあまり厳しい低価格調査の基準をレベルを上げると、技術

提案はもちろんお金を下げることだけが目的ではないですけども、若干趣旨に反するようなところもあるかなと思って聞いておりました。

だから制度上はいろいろあるかと思いますが、松本先生の意見もあってしかるべきだと思いました。

あともう一つよろしいですか。これはその2ですけども、例えばその3以降があって、それが見込めるからその2を無理やりでも低い額で入札するという可能性はあったんでしょうか。

【下水道局 重野土木設計課長】 土木設計課長の重野です。

そこは我々も業者のヒアリングをして技術的な確認もしたり、そういったところはきちんとやっております、それに基づいた評価というのも要領の中で細かく決めてございまして、そういった業者的な次を取りたいからというところはないと思っております。

【小見部会長】 思っているというか、実際、次にその3はあるんでしたっけ。

【下水道局 重野土木設計課長】 その3は随契という形になりますので、そこはセットになってございます。その2工事とその3は受注者が一緒になります。

【小見部会長】 そうすると今日の事案の2番目と同じような関係になるわけですね。

だからセットになるので、取りあえず取れば、次は99.9%で落とせる可能性があるということも考えられますよね。あくまで想像でしかないですけども。逆に言うと、そういうことを避けるということもあったのかもしれないんですけども。これはあくまで私のコメントです。

ほかにいかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、ここで一旦、本議案の意見の確認をしたいと思います。

運用状況等について、特に問題ないということであれば、入札及び契約手続等が適正に運用されていることとします。

あるいは改善の必要があるものとして、つけるべき意見はありますでしょうか。

委員の皆さん、いかがでしょうか。何かご意見はありますか。よろしいですか。

【松本委員】 私は、個人的には、やはり技術提案型の入札で調査基準価格を下回った場合の調査方法はどのぐらい厳格にやるべきなのかというのは、よく検討したほうがいいんじゃないかというふうには思います。

【小見部会長】 というご意見がありましたけども、いかがでしょうか。

事務局のほうはいかがでしょう。

【石川契約調整技術担当課長】 ありがとうございます。

では、いただいたご意見について事務局のほうで取りまとめた上で、皆様にご報告をしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

【小見部会長】 分かりました。

それでは、今確認した内容で、事務局の文章のまとめをお願いしたいと思います。よろしいですか。

【石川契約調整技術担当課長】 はい、了解いたしました。

【小見部会長】 今の1点、改善意見ということで、ぜひおまとめをいただきたいと思っています。

よろしいでしょうか。

それでは、下水道局の皆様、ありがとうございました。ご退出をお願いいたします。

(下水道局職員退室)

(設置局・所管局職員入室)

【石川契約調整技術担当課長】 よろしいでしょうか。

そうしましたら、議案6の談合情報に関する審査をいただく前に、本委員会における審査の前提について改めて説明をさせていただきます。

都では、都発注契約に関する談合情報を入手した際におきましては、発注者として契約の続行可否の判断が必要となります。そのため、談合情報取扱要綱で定めた事務手順に基づき談合情報処理検討委員会を開催し、可能な範囲で調査をしております。

こちらは談合の有無の認定をして告訴・告発などを目的としたものではなく、契約の続行可否の判断をすることを目的として調査を行うものでございます。

こうした目的を踏まえ、本委員会においては談合情報検討委員会が審議した入札談合情報の内容、審議状況、入札参加者の事情聴取の状況等に関する報告書及び説明に基づき、談合情報処理の手続の妥当性について確認をお願いするものでございます。

改めてということで恐縮ではございますが、確認いただく前提について説明をさせていただきます。

では、小見部会長、よろしくお願いいたします。

【小見部会長】 それでは、続きまして、議案6について準備ができましたら説明をお願いします。

【石川契約調整技術担当課長】 それでは、まず、議案6の談合情報検討委員会設置局である（設置局）及び事業所管局である（所管局）の出席者を紹介させていただきます。

【（設置局 A）】 先生、よろしくお願いいたします。（設置局 A）と申します。

【（設置局 B）】 （設置局 B）と申します。よろしくお願いいたします。

【（所管局 C）】 （所管局 C）と申します。よろしくお願いいたします。

【石川契約調整技術担当課長】 それでは、議案6をご覧ください。

令和7年6月に談合情報処理を行った事案でございます。

官製談合に関する情報が寄せられたため、（設置局）において談合情報検討委員会を開催したものです。

談合情報検討委員会は2回行われました。その結果、入札執行と判断したものでございます。

説明は以上です。

【小見部会長】 それでは、本事案について、質問や意見のある委員はをお願いします。

いかがでしょうか。

【黒木委員】       では、すみません、よろしいですか。

【小見部会長】       はい、どうぞ。

【黒木委員】       （非公表事項）

【（設置局 A）】       （非公表事項）

【小見部会長】       ほかにいかがでしょうか。

じゃあ、私のほうから。

これは事前のときもお聞きしたと思いますが、入札の金額があまりにも違って、そもそも条件があまり適切じゃなかったのではないかと、内容ですね。読み方によって大きくぶれてしまうような内容だったのかなという気がするんですけど、その辺についてはいかがでしょうか。

【（所管局 C）】       （所管局 C）でございます。

仕様ですけれども、仕様書には委託内容について業務内容、あるいはスケジュール等明確に記載をしております、仕様の設定には問題なかったと考えております。

【小見部会長】       いや、実際の建物とか、そういうものでこんな差は絶対起こり得ないわけですね。こういう見識的なものなので、仕様の読み方によって随分違って来た結果がこうなったと思うんですけど。

ほかでもこういうことはよくあることなんでしょうか。これぐらいの差がついてしまうということなんでしょうか。

（非公表事項）のやつはちょっと特別だったかもしれないんですけども、（非公表事項）それぐらいのことが出るのはよくある話なんでしょうか。

【（設置局 A）】       先生、ご質問ありがとうございます。

すみません、一般論になってしまうところはあるんですけども、委託に関しましては、案件の内容ですとか、そういったことによって差というのは出る傾向にあるかなというふうに認識してございます。

先生おっしゃっていただいたように、仕様の設定が適切だったのかというところが大事になってくるかと思っておりますので、我々としては、そういった確実な履行品質の確保ですとか、向上に向けて適正な仕様書の作成というのは各局のほうに周知してございます。今も（所管局）のほうからもあったんですけども、例えば希望者が業務の内容をちゃんと理解できるように委託の範囲ですとか、都と事業者の役割分担ですとか、スケジュールですとか、そういったことはしっかり具体的に仕様書に記載をするということをお願いをしてやっているところでございます。

ただ、どうしても調査ものですとかになると、先ほど先生おっしゃっていただいたように工事とかとは違っていて、どうしても資機材価格が幾らですとか、そういった一般的な外形的な価格がないので、事業者の実施方法や労務費ですとか、そういったところによって多少の差というのは出てきてしまうものなのかなと認識してございます。

【小見部会長】　それで、そうするとそういう仕様を決めるときに内部ではなく、それこそどこか専門の外部に委託するようなことがあってもいいような気がするんですけど、つまりそれは、もちろんその人は応札しない、指名しないという前提ですけども、そういうことは今現状の中で可能なんでしょうか。

【（設置局　A）】　先生、ご質問ありがとうございます。

仕様を外部に委託するというのは、発注する仕様のさらに前提を委託するというようなことですかね。

【小見部会長】　そういうことですね。だからつまり、プロが見たときにそんなぶれがなるべく生じないような書きぶりをするというのは、内部でそういう専門的な方がいらっしやったら別ですけども、なかなか内部だけでは適切な仕様書が書けないんじゃないかと思うんですけども、その辺は委託とまでいかなくても、それに近いこと。

【（設置局　A）】　そうですね。なので、先生おっしゃっていただいたように、そこはしっかりとやっていかなくちゃいけないところだなというふうに思っておりますので、例えば今回の発注案件であれば、事前に下見積り等を取る際に、こういった仕様であったらどういうことができるかみたいなことも最終的にはほかの方にご相談させていただくとか、そういった形での対応というのはしっかりとっております。

【小見部会長】　今回も取られたわけですね。

【（設置局　A）】　おっしゃるとおりでございます。しっかりと仕様の確認等をさせていただいて発注をしてございます。

【小見部会長】　にもかかわらず、これだけの差が出るということは、今のままでは必ずしも十分ではないということが表れているような気がするんですけども。

【（設置局　A）】（非公表事項）

【小見部会長】　（非公表事項）これはそれこそ低調にかからないんですか。

【（設置局　A）】　こちらは工事と委託ですと性質がやはり異なっております、工事に関しましてはしっかりと積算基準がございまして、標準的な歩掛ですとか資材単価、先ほど細かい計算式等が出ていたかと思うんですけども、そういったものが定められておりますので積算が可能なんですけれども、委託につきましては、工事と異なりまして、明確な基準というものが存在していないので、入札金額が先ほどのお話じゃないんですけども、著しく低いかどうか、この点を下回ったら契約履行に不具合が生じるという点というものを客観的、合理的に委託の場合は出すことがなかなかできないということがございます。工事の場合は先ほどのそういった積算のことをやって基準点と定められるんですけど、委託はそれが設定できないということがございます。

【小見部会長】　おっしゃる内容は分かるんですけども、でも常識に考えて、例えば100円で入れたら駄目ですよ。

【（設置局　A）】　先生のおっしゃっていただいた、そういった100円ですとか、そういったことは制度上、駄目かどうかというよりは、なかなかそういうことは普通は考え

られないのかなというところがございます。

【小見部会長】 だからこれは独立していればそうする理由はないんですけど、それと何かが絡んでいけば、それこそ昔1円で入札するというのにはありましたけども、そういうことを防止する仕組みはあるんですか。

【（設置局 A）】 先生、ありがとうございます。

恐らくおっしゃっていただいているとおりの価格のみで競争してしまいますと、そういった過度に低い、安かろう悪かろうということがございますので、そういったことを価格だけではなく技術力ですとか、そういったところで評価をする総合評価方式の活用等を東京都としては推進をしてございます。

【小見部会長】 はい、分かりました。

【秋山委員】 よろしいですか。秋山です。

私もこの点は問題だなというふうに思っていて、（非公表事項）

やはりこれだけ価格が違ような案件が委託では起こり得るのであれば、こういうことが起きたときにもう少し公平性を保てるような仕組みは考えてもらいたいと思います。意見になっちゃいますが。

【（設置局 A）】 ありがとうございます。

そういったところについては総合評価方式において価格点と技術点で差をつける等の工夫をさせていただいております。ご意見ありがとうございます。

【小見部会長】 ほかにいかがでしょうか。よろしいですか。

【黒木委員】 すみません。

【小見部会長】 はい、どうぞ。

【黒木委員】 すみません。同じようなところなんですけど、（非公表事項）こういう価格であったりとかで明らかに差があつたりとかしてきているわけですので、ちょっと慎重に改善であったりとかを検討いただいたほうがいいんじゃないかなという気はいたしました。

以上になります。

【（設置局 A）】 先生、コメントありがとうございます。

先生もおっしゃっていただいたところもあるかなというふうに思っております。

我々としてもやはりこちら適正にちゃんと契約続行した判断としましては、当然職員ですとか受託者にヒアリングをしまして不適切な行為ですとか接触は確認できなかったところすとか、（非公表事項）そういったもろもろの要素を考慮させていただきまして、手続としては適正に行われていたのではないかなと認識をしているところでございます。

ご意見ありがとうございます。

【小見部会長】 よろしいですか。

今ご説明ありましたが、確かに談合がどうかということに関しては、今おっしゃられたとおりのかなとは思いますが、今回の入札の応札者の価格があまりにも違い過ぎると

いうところが、制度的なことになってきますけど、今後、今回のことを教訓にされたいのかなというふうに思いました。これも意見です。

それでは、ここで一旦、本議案の意見を確認したいと思います。

運用状況等について、特に問題ないということであれば、談合情報処理手続が適正に行われている旨の報告を行うこととします。

あるいは、改善の必要があるものとして、つけるべきご意見ありますでしょうか。

委員の皆さん、いかがでしょうか。よろしいですか。

【松本委員】 先ほど先生がおっしゃられた意見は意見として述べておくべきだと思いますけど。

【小見部会長】 ということですので、それは今、最後に私が申し上げたことを意見としてつけていただくことでよろしいでしょうか。どうでしょう。

【松本委員】 はい、私はいいと思います。

【小見部会長】 よろしいですか、委員の皆さん。

じゃあ、ただいま確認した内容で、事務局に文章のまとめをお願いしたいと思います。

【石川契約調整技術担当課長】 後日、事務局にて意見のまとめを行った上で、こちらにも委員の皆様にご報告したいと思いますので、よろしくお願いいたします。

【小見部会長】 それでは、（設置局）及び（所管局）の皆様、ありがとうございます。退出をお願いしたいと思います。

【石川契約調整技術担当課長】 そうしたら、（設置局）と（所管局）の方は退席いただいて結構でございます。

（（設置局）・（所管局）職員退室）

【高島電子調達担当課長】 それでは最後に、電子調達担当課長の高島と申します。最後は振り返りのほうをさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

それでは、第1号議案から振り返りをさせていただきます。

最初に、都営住宅の工事に関するものでございます。

こちら再発注にもかかわらず、希望者、応札者が少なかった点についてご質問がありました。回答としては、今回の工事は近隣に護岸があり、護岸への影響の責任所在を明らかにするため、2棟一体で発注したため工事規模が大きくなりました。そして技術者を配置することは困難となったと考えている旨ご説明がありました。

また、設定した入札参加条件は妥当だったのかというご質問がありました。回答としては今回の入札参加条件を満たす事業者数は103者あり、参加条件を過度に設定していないが、民間需要と各局の状況もあり、今回のような応札状況になったと考えている旨ご説明させていただきました。

さらに、今回の工事案の2棟を一つの契約として発注されているが、近隣に護岸等がなければ分離発注していたのかという点についてのご質問がありまして、回答としましては、敷地の狭小性などから2棟一つの契約として発注する場合はありますが、原則としては分

離発注している旨ご説明させていただきました。

議案1については以上でございました。

続いて、議案2の振り返りです。

こちら交通局の駅改良工事に関するものでございます。

落札率が高いことについては推論できたのではという質問がありましたが、今回の（その2）工事は（その1）工事の事業者提案を踏まえたものであるため、積算がしやすかったものと思われるということをご説明させていただきました。

また、（その1）工事発注時に（その2）で後続工事も含めた価格競争をするべきではといった質問もございました。（その1）工事発注段階では詳細設計ができていないため、都としても予定価格の算出等できないことや（その1）工事の提案時に参考見積額を確認している点などをご説明させていただいたところでございます。

議案2については以上でございます。

続いて、議案3でございます。

こちら交通局の構内補修工事の単価契約に関するものでございます。

単価契約における単価の拘束力に関するご質問があり、回答としまして単価契約では単価の拘束力を持つということ、そして推定総金額に達する場合は、再発注を行う旨ご説明させていただきました。

また、別の路線においても同様の受注者となっていることから競争性が働いていないのではないかとご質問がありました。回答としましては、施工条件が終電後、始発前ということで施工条件が厳しいため、なかなか希望しにくい案件だと考えている旨ご説明させていただきました。

これに対して、今後も1者入札が予想されるが、改善の方策はあるのかご質問がございました。その回答としましては、1者入札の改善のため、（非公表事項）実際に応札者数の増加や別業者の受注など、一定の効果が現れている旨ご説明させていただきました。

議案3については以上でございます。

続いて、議案4でございます。水道局工事に係るものでございます。

こちらは技術実績評価型総合評価方式としている理由についてご質問ありましたが、通学路であることの安全配慮や都の重点事業であることをご説明させていただきました。

また、希望者や応札者が少ないことについて質問がありましたが、同時期に他案件が複数発注されていること、総合評価方式であることをご説明させていただきました。

また、発注予定を公表することで事業者が応札しやすい状況としている旨なども説明させていただきました。

議案4については以上でございます。

続きまして、議案5でございます。

こちらは下水道局の建設発生土改良プラントの再構築工事に関するものでございまして、こちら改善意見がございました。

最初に、技術提案型総合評価方式の採用理由についてご質問がありまして、回答としましては、施工範囲が大きく、敷地内の広範囲に残置杭がある点、地域住民と長年協議を行っており、工程管理が非常に重要である点、近隣が住宅地であり、騒音振動に対して一層の配慮が必要である点から技術提案型総合評価方式を採用した旨、ご説明がありました。

また、低入札価格調査制度に関するご質問がありました。回答としましては、予定価格が一定金額以上であり、入札金額が国の定める算定式に準拠した基準価格を下回った場合に低入札価格調査を実施する旨ご説明させていただきました。

これに対して技術提案型総合評価方式については、提案に基づく低価格な施工もあり得ることから、低入札価格調査制度の厳格運用を見直すべきではないかのご意見をいただいたところです。

議案5については以上でございます。

最後、議案6の談合情報処理に係る検討でございます。

質問としまして、（非公表事項）応札価格の差があることについての質問がありました。が、工事等と比較して、こういった傾向が出やすいということや委託の場合は積算基準がないことなどから低入札調査は実施していないことを説明させていただきました。

最後に、入札価格に差が出てしまうことに意見がございました。

議案6については以上でございます。

説明としては以上でございます。

【小見部会長】      ありがとうございました。

結果としては、今ご説明いただいたようなことだと思いますが、委員の皆さん、よろしいでしょうか。もし追加で何かご意見等ありましたらお願いします。

ただいまのおまとめについて、ご意見等ございませんでしょうか。よろしいですか。

それでは、本日予定されておりました議事は全て終了です。

最後に、何か発言等ございませんか。よろしいですか。

それでは、事務局に進行をお返ししたいと思います。

【荒山契約調整担当部長】      ありがとうございました。

それでは、以上をもちまして、本日の部会のほうを終了とさせていただきます。

委員の皆様方には、長い時間にわたりましてご意見をいただきまして、ありがとうございました。また、今後ともご指導のほどよろしくお願い申し上げます。本日は誠にありがとうございました。

これにて、ご退出していただいて結構でございます。ありがとうございました。

——了——